

## 南魚沼市事業創発拠点設営・運営コンサルタント業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 事業の内容

事業創発拠点整備（コワーキング及びイベントスペースを想定）におけるレイアウトデザイン及び活用法のコンサルティング

### 2. 目的

南魚沼市は、新しい発想や人材の交流が生まれるような環境を整えた「事業創発拠点」を整備し運営していくにあたり、類似施設の整備・運営に対する経験や知識を有する者の中から提案を受けより良い提案を採択することで、民間のノウハウを活用して効率的な整備・運営を行っていくことを目的とする

### 3. 業務の範囲

①事業創発拠点のレイアウトデザインのコンサルティング

②備品等の調達

③事業創発拠点の活用法のコンサルティング

※詳細は業務仕様書を参照

### 4. 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

### 5. 見積限度額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 6. プロポーザル参加時の資格要件

(1) 令和2・3年度南魚沼市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書を提出し、名簿に登録されたものであること。なお、資格を有していないものは、参加申込書提出締切日（9月13日）までに申請手続きを行うこと。

(2) 新潟県又は南魚沼市による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。

(3) コワーキングスペースの運営、整備又はコンサルティングの実績があること。

### 7. 公募型プロポーザル実施日程

- |             |          |
|-------------|----------|
| ① 実施要領公表    | 9月3日（金）  |
| ② 業務仕様書質問締切 | 9月13日（月） |
| ③ 参加申込書提出締切 | 9月13日（月） |

- |   |               |              |
|---|---------------|--------------|
| ④ | 業務仕様書質問回答日    | 9月17日(金)     |
| ⑤ | 提案書等提出締切      | 9月24日(金)     |
| ⑥ | 審査(プレゼンテーション) | 9月28日(火)     |
| ⑦ | 優先交渉者の決定      | 9月30日(木)     |
| ⑧ | 契約締結          | 優先交渉者との協議終了後 |

## 8. 提出書類

### (1) 参加申込書(様式1)

令和3年9月13日(月)午後5時必着(持参又は郵送)

### (2) 提案書等

以下の表のとおり紙面で提出すること。ただし、提案書のみ電子データを記録したCDを添えて提出すること。

提出書類	書類の内容等	提出部数
提案書	A4の任意様式で作成すること 以下の内容が含まれること ・コンセプトイメージの説明 ・デザイン及びレイアウトの概要 ・使用する家具等の備品の例示及び説明 ・施設の活用案 ・コワーキングスペース等の整備、運営の実績がある場合は事例紹介等	10部
見積書	様式3「経費見積書」に内訳書を添付すること。 なお、見積金額及び内訳金額は消費税及び地方消費税を除いた額とすること。	10部
企業概要	会社案内等の資料	10部

### (3) 提出先

〒949-6696 南魚沼市六日町180番地1  
南魚沼市役所 総務部 財政課 契約検査班  
TEL: 025-773-6671

## 9. 優先交渉者の決定

提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行い、本業務の優先交渉者を選定する。

### (1) 審査方法

Zoomを使用したオンラインミーティングでプレゼンテーションを行う。なお、Zoomのホストは南魚沼市で実施する。

各提案事業者に対する評価は、関係職員(商工観光課、U&Iときめき課、技師の計8

名)を審査員とし、審査採点表に基づき審査を行う。各審査員の採点表を集計し、優先交渉者を選定する。

## (2) 採点基準

採点基準は以下のとおりとする

評価項目		配点
企業	市内又は県内に本店又は支店があるか	5
	類似業務の受注実績があるか	10
提案内容	デザイン及びレイアウトが南魚沼市のイメージ、まちづくりの目標及び産業振興の目標と合致しているか。	20
	施設の利用目的と照らし合わせて、利用者の利便性、利用環境等が考慮されているか。	25
	活用企画案が、施設の整備目的に沿っているか。また、画期的、魅力的なものであるか。	30
価格	業務に比して適正な価格となっているか	5
	今後運用及び維持管理にかかると予想される金額が安価であるか。	5
合計		100

※評価後の総得点は選考結果通知にて明示するが、評価の方法や採点方法についての開示は行わない

## (3) 選考結果の通知

審査の確定後速やかに郵送により通知する。

優先交渉者を第一交渉権者とし交渉を行うが、契約が成立しない場合には、次点業者と交渉を行う。

## 10. その他

- (1) 参加申込書及び提案書等の書類提出等にかかる経費は、すべて提案事業者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類の著作権は提案者に帰属する。なお、提出書類は審査に必要な場合に複製を作成することがあるので、不都合がある場合は事前に申し出ること。
- (3) 提出された提案書類は、南魚沼市情報公開条例（平成16年南魚沼市条例第14号）により取り扱う。
- (4) 本市から本提案及び本業務において知りえた情報については、本市の許可を得ず第三者に漏らしたり、本業務手続以外の目的に供したりしてはならない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は失格とする
  - ア 参加の資格要件を満たさなくなった場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 選定の公平性を妨害する行為があった場合

エ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合。

#### 1 1. 問合せ

本業務に関する問い合わせは、令和3年9月13日(月)午後5時までに、様式2「質問書」により電子メールで提出すること。回答は9月17日(金)に参加申込をした全社に、質問者名を除く全質疑を電子メールで送信する。

##### (1)質問書提出先

南魚沼市役所 産業振興部 商工観光課 商工振興班

E-mail:syoukou-s@city.minamiuonuma.lg.jp